

< 月次報告様式（新様式 令和5年4月～） >

令和8年度 公文書開示（6月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分				存 否 応 答 拒 否	（根拠規定） 条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在		1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
1	R8. 5. 28	R8. 6. 11	令和●年（●）第●号損害賠償請求控訴事件の控訴人である私（●●）を要求者とする令和●（措）第●号及び令和●年（措）第●号の措置要求事件の審理中に、東京都人事委員会と東京都教育委員会の間で行われた連絡・照会・報告の記録一切。担当者間メール、電話記録、メモ、会議記録を含む。						1	1									東京都情報公開条例（以下「条例」という。）第10条に該当 1の開示請求に係る公文書（以下「本件公文書」という。）の存否を明らかにすることは、特定個人に関わる事実の有無を開示することになるものであり、このことは、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められる（条例第7条第2号に該当）。 したがって、条例第10条に規定する「開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるとき」に該当するため、同条の規定に基づき、本件公文書の存否を明らかにしないで、開示請求を拒否する。	人事委員会事務局 任用公平部審査課
2	R8. 5. 28	R8. 6. 11	令和●年（措）第●号及び令和●年（措）第●号の措置要求事件の審理において、私（●●）が令和●年●月●日付で●●に送付した「法第2条第1号の障害者であることの確認」メール（甲●号証）が提出・報告・検討された記録一切。提出経緯、検討過程、担当者間メモ、未提出の場合はその判断過程を含む。						1	1									東京都情報公開条例（以下「条例」という。）第10条に該当 1の開示請求に係る公文書の存否を明らかにすることは、特定個人に関わる事実の有無を開示することになるものであり、このことは、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められる（条例第7条第2号に該当）。 このことは、条例第10条に規定する「開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるとき」に該当する。	人事委員会事務局 任用公平部審査課
3	R8. 5. 29	R8. 6. 8	令和8年4月23日付8人委審第11号及び令和8年4月24日付8人委総第93号の各保有個人情報不開示決定について、起案・審査・決裁の過程を示す文書一切。担当者間メール、法的検討資料、起案文書、決裁文書を含む			1				1									不開示請求書及び保有個人情報不開示決定通知書のうち、「氏名」「住所又は居所」「電話番号」の部分 東京都情報公開条例第7条第2号該当 個人に関する情報であって特定の個人を識別できるものであること。	人事委員会事務局 任用公平部総務課
4	R8. 5. 29	R8. 6. 8	令和8年4月23日付8人委審第11号及び令和8年4月24日付8人委総第93号の各保有個人情報不開示決定について、起案・審査・決裁の過程を示す文書一切。担当者間メール、法的検討資料、起案文書、決裁文書を含む					1											請求に係る公文書については、作成及び取得しておらず存在しないため。	人事委員会事務局 任用公平部総務課
5	R8. 5. 29	R8. 6. 12	令和8年4月23日付8人委審第11号及び令和8年4月24日付8人委総第93号の各保有個人情報不開示決定について、起案・審査・決裁の過程を示す文書一切。担当者間メール、法的検討資料、起案文書、決裁文書を含む			1				1					1				(1) 不開示情報：内線番号（2か所） 不開示とする理由 根拠：条例第7条第6号該当 庁内連絡専用の電話番号であり外部に公表していないところ、公にすることにより業務に関係のない電話の着信が生じるなど都の機関における事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであること。 (2) 不開示情報：対象公文書における開示請求者に関する事項（氏名、住所、電話番号及びメールアドレス） 不開示とする理由 根拠：条例第7条第2号該当 個人に関する情報であって特定の個人を識別できるものであること。 (3) 不開示情報：開示請求内容のうち一部に関する事項（補正に関する連絡における該当事項に関する部分を含む。） 不開示とする理由 根拠：条例第7条第2号該当 当該内容は、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものであること。	人事委員会事務局 任用公平部審査課